

デンマークの家庭的保育(Dagpleje)に関する研究

A Study of Family Day Care in Denmark

林 陽子^{*1}・白幡 久美子^{*2}

Yoko HAYASHI Kumiko SHIRAHATA

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」には今後充実させたい小規模保育サービスのひとつとして家庭的保育サービスがあげられた。今後の家庭的保育のあり方を探るひとつのモデルとして、3歳未満児保育のおよそ9割以上を担うデンマークの家庭的保育に着目し、視察と訪問調査、文献研究を行った。その結果、デンマークの家庭的保育では、保護者への情報提供や頻繁な交流等がなされていること、幼稚園(日本では保育所・3歳以上を保育)入園にむけて丁寧な手当てがなされていることが分かった。また、家庭的保育も幼稚園も共に公的な保育事業であり、家庭的保育者はすべて公務員であるため労働環境や給与、年間7週間の休暇等も公務員レベルであること、就労するための資格は緩やかであるが就労後の研修は時間、内容、位置付け(勤務時間に換算、給与への反映等)が充実しており、その結果市民の満足度は高いこと等が明らかになった。さらに、家庭的保育者は独自の専門性を有し、行政の担当者、近隣の幼稚園職員(園長等)、臨床心理士やケースワーカー、医師等との連携のもとで保育を行っていることも明らかになった。これらの結果を日本における家庭的保育の課題と考え合わせてみた結果、今後の課題を確認することができた。

キーワード: デンマーク、家庭的保育、低年齢児保育、公共性、専門性

はじめに

2010年6月、子ども・子育て新システム検討会議(6月3日決定)及び少子化社会対策会議(6月29日決定)で決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」には、「2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))の(2)幼保一体給付(仮称)の②小規模保育サービス」として、以下のように記されている。「主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービスとして新システムに位置づける。」

しかしながら、今後、家庭的保育事業が質・量ともに「新システム」に掲げられた期待を実現するように拡充していくのかどうか、判断は難しい。なぜならば、家庭的保育事業は、「保育ママ」「家庭福祉員制度」等の名のもとに50年以上の長きにわたり実施されてきたにもかかわらず、その実績はあまり認知されず拡充のための方策が執られてきたとは言い難いからである。

一方、ヨーロッパでは伝統的に家庭的保育が保育の一翼を担ってきていて、最近はアメリカを含めてその質や基準を見直し充実させようとする動向がある。中でも、福祉大国と言われる北欧国家のうち国民の幸福度や生活満足度の高さで世界的な注目を集めているデンマークの家庭的保育制度は注目に値するものと言えよう。すな

わち、近年、デンマークでは3歳未満児の保育は多くが保育所保育から家庭的保育にシフトしてきているのである。しかも、この背景には、経済的な事情だけではなく、デンマークの家庭的保育が利用者、保育者、市民に好評であるという事情があることも巷間言われているのである。

筆者らは、これまでデンマークにおける家庭的保育(Dagpleje)について研究してきた。その一方で、筆者らは今後の日本における家庭的保育について、とりわけ待機児童の多い低年齢児の保育所保育の単なる補完としてだけではない積極的な意義を見出すことの可能性についても探ってきた。今後の公的な保育システムを見通したときに、子どもの発達保障、最善の利益の尊重という観点で、これから家庭的保育のあり方について考察するひとつの手がかりとして、デンマークモデルを検討することが有効ではないか、との結論を得た。

本研究では、デンマークの家庭的保育について多面的に解明することを第1の目的とし、そこから日本における家庭的保育のあり方に関する提言を示したい。

1. 日本における家庭的保育

(1) 日本における家庭的保育の歴史

日本における家庭的保育の始まりは、1950年京都において発足した「昼間里親」であると言われている。これは市町村事業として運営されたもっとも古いシステムである。続いて、1960年に発足した東京都家庭福祉員制度、神奈川県家庭福祉員制度、横浜市家庭福祉員制度に象徴されるように、1970年代には家庭的保育制度

*1 子ども学部子ども学科 *2 短期大学部幼児教育学科

は一気に増加したが、保育所における乳児保育の整備により「1980年代には家庭的保育が担ってきた役割は終わったかのように見えた」^(注1)のである。

ところが、少子化が進むにつれて待機児童の解消が焦眉の課題となり、2000年には特別保育対策の一環として国が「家庭的保育事業」を創設するにいたった。しかし、この時点ではこの国の補助事業を導入する自治体は少なかったのである。^(注2)

結果、「現在、家庭的保育事業を実施しているのは大都市およびその周辺の80市町村程度で、家庭的保育者数が約1000名、利用児童数約2000名余りに過ぎず、事業としては伸び悩んでいるのが実態」^(注3)である。

一方で、3歳未満児の待機児童は解消されず、再び家庭的保育事業は注目されるようになり、その法制化や必要性が言及されることとなった^(注4)。

このような経緯を経て、国は「児童福祉法」を改正(2008)し、家庭的保育を「保育対策等促進事業」(2008年6月)に位置づけ、さらに「家庭的保育事業ガイドライン」を策定(2009年10月)、2010年4月からはこの「家庭的保育事業ガイドライン」に沿って家庭的保育事業は実施されることとなった。これにより、家庭的保育事業は国の制度として位置づけられたのである^(注5)。

これらをうけ、2010年6月に決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」には「主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービスとして新システムに位置づける。」と記されることとなった。

家庭的保育事業は、今後の保育の一翼を担う制度として、あるいは「大きな1つの柱=「切り札」^(注6)として重視される可能性を含むこととなった。

しかしながら、上記新システム及び家庭的保育事業については、すでに批判が展開されている。たとえば、大宮勇雄氏(福島大学)は早々に「3歳未満児の保育は『保育所』で行うという『基本』が崩れるということである。(中略)つまり介護サービスと同様に企業が多数の小規模サービスを抱えて運営するような事業を育成したいといつのである。」^(注7)と述べている。

(2) 今後の家庭的保育事業への期待と批判

上に見たように、待機児童解消対策としての家庭的保育事業であるが、今後は、これまでの課題に真摯に向き合う事がなければ、またもや同じ轍を踏むであろうことは容易に想像できる。それどころか、認可外保育所(無認可保育所)と同様の広がりを生む可能性もある。

では、これまでの家庭的保育の課題とは何であろうか。成果としては、利用者があげているように、家庭的な雰囲気の中で少人数の乳幼児が保育されるというスケールの小ささゆえのメリットがある^(注8)。発達段階か

ら考察しても、情緒の安定を第一に図りながら、狭い範囲での生活の展開は乳児や低年齢児には負担が小さいことは十分予想される。また、研究者においても家庭的保育のメリットは指摘されるところである^(注9)。

しかしながら、これまでの家庭的保育は、保育行政における位置づけのあいまいさ、ひいては質の高い人材の確保の曖昧さや物的条件の基準の低さ、研修制度の不十分さもさることながら、保育士をはじめとする保育関係者の不信感も大きかった。これらが、家庭的保育が拡がらなかつた要因であろうと思われる。

今後の方向性としては、「家庭的保育事業ガイドライン」に具現化されているように、制度としての新しい認知、実施に関する新しい枠組み、保育者に関する新しい枠組み(資質と養成)が発展し、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に見るよう、公的な保育制度の一端を担う制度と内容になっていくことが望ましい。また、保育研究者や保育現場からも提起されたメリットと問題点を整理克服していくことも求められる。

2. デンマークの家庭的保育の現状

(1) 保育制度における位置づけ

デンマークでは、女性の就労が徹底している。「デンマーク王室のプリンスも保育園育ち。女性が職を持つのが当たり前の国。2歳~6歳のほとんどの子どもは7.2時間/日を保育園で過ごす。」^(注10)という、デンマーク生活の長い澤渡氏の言葉からも理解できる。

男女とも労働率が同様なこの国では、図1^(注11)に示すとおり、0~2歳児は保育所または家庭的保育室に預けられる。もちろん仕事のみならず、家事・育児も夫婦で共同して行うのが一般的であるといわれている。そして子どもたちは3歳になると、ほとんどが幼稚園(保育所)に入園する。つまり3歳から5歳の子どもは親の就労如何に関わらず幼稚園で過ごすのである。幼稚園といつても日本の幼稚園とはその機能は異なる。我が国の保育所に近い保育時間数と内容となっている^(注12)。

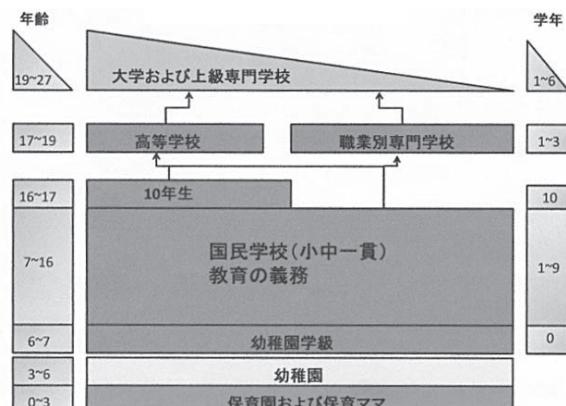


図1 デンマークの教育制度

ただし、幼稚園は義務教育ではない。また、小学校から大学まで教育費は無償であるにもかかわらず、デン

マークにおいて幼稚園の保育料は有料なのである。

幼稚園修了後、子どもたちはゼロ年生を経て、国民学校(日本的小・中学校に当たる)に入っていく。したがって義務教育はゼロ年生から9年生までの10年間となる。しかし希望によっては国民学校10年生に在籍することもできる。あくまで本人の選択によるのだが、6割弱の子どもが10年生を選択して11年間の義務教育を受けているとの報告^(注13)がある。幼いときから自己決定を生き方の基本としているので、子どもは周りの大人の意見をふまえて自分で決める。また、義務教育ではあるが就学は義務ではないので、私立で教育を受ける子どもも10パーセントほどいる^(注14)。

後期中等教育の選択は子ども自身が行う。デンマーク大使館^(注15)の報告によれば、後期中等学校進学希望者は増加傾向にあるとのことである。

また、デンマークでは学童保育(6歳から10歳を対象とする)も充実しており、ペダゴー(幼児、障害者、社会的困難を有する人々等のケアを専門的に行う専門職で、ペダゴー養成専門学校3年半を経て資格取得できた者)の仕事として重要な位置を占めている。保育も自治体で責任をもって行うことが当然であるということから、家庭的保育も保育所も共に公的な保育事業^(注16)として位置づけられている。どちらを選択するか^(注17)も親の「自己決定」と「自己責任」にゆだねられているのである。我々が2010年冬、デンマークを訪問した際のインタビューから得た情報によれば今や大半の子どもが家庭的保育室で保育されているとのことである。家庭的保育室にメリット^(注18)があるからこそ選択するのであることに着目したい。

(2) 保育の実際

－北フュン地区(人口約27,000人)における家庭的保育－

日本に生まれ育ち、一社会人として生活している我々が、「あなたは幸福ですか?」と尋ねられたら「幸福です」と答えられるだろうか。多くの人は「幸福です」と答えられない現実を背負っている。

このような日本に対し、国民の幸福感世界一の国として知られるデンマークの国民の真意とその体制を自らの五感で体験したいという興味から、我々はこの国へ足を踏み入れた。

この国では、乳幼児期から自己責任と自己決定を重視する育て方が明確に打ち出されている。そして、誰もが自らの意志で生きる強さと寛大さと自律心とを幼児期から育まれていた。そこで今日デンマークで低年齢児の保育の大半が担われている家庭的保育室を事例として取り上げ、保育の実態を明らかにすることにより、わが国の家庭的保育事業の参考としたい。

以下の4つの視点から、北フュン地区のボーゲンセの家庭的保育室のひとつを例として、その様子を概観する。この保育室を運営しているのはリセ・フレデリック

氏(以下リセ氏とする)で、彼女は25年間この業務に携わっている、とのことである。

① 保育時間

デンマーク人の労働時間は週あたり37時間で、土曜日と日曜日は休日である。職場の始業時刻は8時くらいなので終業時刻は午後3時半から4時くらいとなる。だから、子どもを保育者に預けると親の迎えは午後4時から4時半くらいになるのが一般的な働き方である。リセ氏へのインタビューによれば残業という概念は存在しないため、延長保育が必要となるといったこともないとのことだ。このような仕事環境のもとで保育者は子どもを預かっている。

では、家庭的保育者として25年目のリセ氏の仕事時間はどのようにになっているのだろうか。彼女は午前6時15分から午後4時まで、週48時間を仕事時間としている。保育の開始・終了時刻は預かる保護者との相談で決めることができるが、1日の仕事時間はおよそ行政で決められている。彼女の場合は週当たり労働時間が長いので、年間7週間の休暇が得られる。一般に年次休暇は年間6週間となっている。これは医者、教師、管理職であっても取らねばならない休暇である。

リセ氏の場合のみならず高田氏の著作からも、デンマークの家庭的保育者の保育時間について、以下のようにまとめることができる。

- ・多くの家庭的保育者は午前6時くらいから午後4時30分くらいまでの10時間ほどをオープンしているので、その時間内で親が子どもの送迎時刻を交渉して決定すること。^(注19)
- ・家庭的保育者は保育時間内に自己の家事等もこなしてよいこと。^(注20)

さらに汐見氏の著書によれば、保育所の場合「通常保育は1日8時間までですが、そのほか、時間単位、午前午後の単位で利用することも可能」^(注21)であると記されている。

デンマークにおいても集団保育では開所時間が厳格に区切られているが、家庭的保育者の場合は保護者の個別的需求に応じやすいことから、保育者も保護者も共に満足度が高くなると考えられる。

② 保育の対象

家庭的保育の対象児童はほぼ3歳未満児である。デンマークでは3歳になると幼稚園へ入園することになっている。ただし3歳以上の子どもについては、前述したように幼稚園と保育所が存在するということはないので、就学までの保育はいわゆる幼稚園で行うのである。

家庭的保育者が預かる子どもの数は通常は4人までである。ただし、最大5人の子どもを預かることが可能となっている。この許容範囲は、同一自治体内の家庭的保育者が休暇を取る、病気やその他の事情で休む必要が生

じたときに、他の保育者が預かることのできるしくみなのだ。わが国のように職種の関係で休暇はあるのに使えないといったことはこの国には存在しない。個人の権利が守られているのだ。仕事は充実した人生を送るためにあるのだから、仕事を意欲的に取り組むために、休養は欠かせないのである。労働観の違いが保育の体制へも反映している。

さらに保育している子どもの数に入れることはできないのだが、保育者自身に乳幼児がいても家庭的保育の実施に差し支えないというのは、大様な考え方ともいえる。

また、預かる子どもに障害がある場合は保育に関してPT、STが関わり、家庭的保育者に適切な保育の方法を定期的に指導する。PT、STいずれも自治体から派遣されることになっている。重度な障害のある子どもの場合には、専門家に保育してもらうことになる。

③ 家庭的保育者と市および市職員との連携

リセ氏へのインタビューによれば、家庭的保育者と市職員さらに地域の幼稚園との連携は非常に堅い。たとえば家庭的保育者が急に担当できなくなる場合は市職員が当日の担当者(前述の許容範囲受け入れ児童数を活用して担当者に依頼)を探してくれる。また、幼稚園へ問い合わせて保育者を派遣することもある。このような相互協力体制は、定期的に市職員が年2回訪問指導を行い、十分に各家庭的保育の状況を認識しているからこそ可能となる。

北フュン地区では、地区内172人の家庭的保育者と市職員8人が連携をとって運営しているとのことだ。その実際は下の図2に示す通りである。

このほか、家庭的保育者は臨床心理士やケースワーカー、医師等とも連携をとり、子どもの問題に関して相談できる。だから仕事に行き詰まることも少ないそうだ。自分から問題を専門家に発信できることが、子どもとの関係作りに有効に働いているのである。

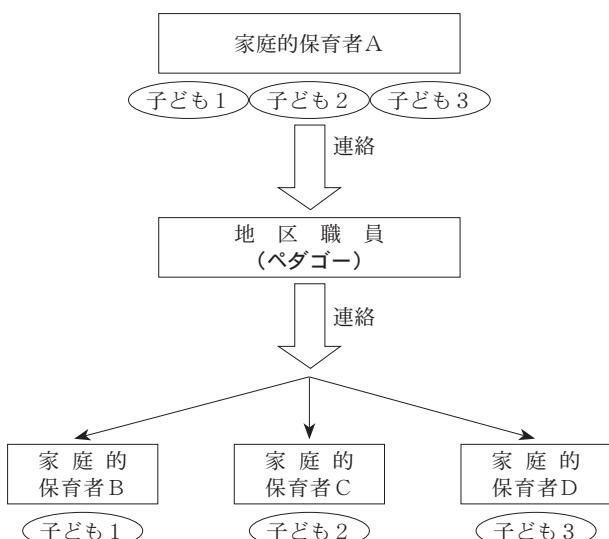


図2 保育の協力体制(保護者Aが不都合の場合)

④ 2010年3月現在の家庭的保育従事者

現在、北フュン地区の家庭的保育者は前述したとおり172人であり、預かっている子どもの総数は630人である。この数は、保育の対象となる子どもの98%にも及ぶ割合のことだ。北フュン地区の状況からもわかるように、デンマークにおける低年齢児の保育は、家庭的保育者が担っているといえよう。

(3) 保育料

家庭的保育の保育料は保育所のそれとほぼ同額である。

保護者が負担する保育料は2200クローネ(約35200円: 2010年12月現在)/1人が最高である。親の収入に応じて保護者負担額が決定される。ただし、きょうだい割りがあり、2人目からは半額となる。この半額の範囲は家庭的保育室のみではなく就学前の施設に通う家族すべてに適用する。だから幼稚園、学童保育所に通う同一家庭の子どもも含めてよいのである。

福祉国家でありながら、保育については有料である。

3. デンマークの家庭的保育の内容

(1) 日課

1日の保育の流れ(リセ氏へのインタビューより)

- 6:15~9:00 預け入れ
- 6:30~7:00 朝食
- 7:00~11:15 自由あそび
- 11:15~12:00 昼食
- 12:00~14:00 昼寝
- 14:00~16:00 自由なあそび
- (14:00頃から親が順次迎えにくる)

前述したように、デンマークの基本となる労働時間は週当たり37時間である。それに対し、保育ママの労働時間は週当たり48時間となっており、基本の労働時間より11時間も長い。子どもを預ける親が37時間/週の労働をしていれば、当然子どもを保育してもらう時間はそれより長く必要である。だから家庭的保育者の年間の有給休暇は通常の6週間を上回る7週間となっている。さらにこの休暇は、取得すべき休暇なのである。

延長保育という考え方はない。残業をする親はいないからだ。子どもが病気に罹った場合は、家庭的保育室では預からないことになっている。子どもが病気の場合、親が家庭で看護するのが一般的である。親の看護休暇も病気の初日は有給で保障^(注19)されているからだ。

(2) 保育の場

家庭的保育室を実施する場所としては、保育者の自宅を使用するのが大半である。そして家庭的保育者の家を使用する場合は、給与の46%について税金が控除される。電気代や固定資産税も減額されるそうだ。

保育のための専用の部屋をひとつは用意することが義

務づけられている。さらに子ども達を十分遊ばせることのできる庭も必要である。これらの施設が家庭的保育室としてふさわしいか否かは、自治体が訪問審査を行い決定する。

(3) 保育の方法

日常の保育は家庭の居室と庭で行われているのであるが、週1回(主に9時から12時位まで)はしかるべきところへ出向き、複数の家庭的保育室の子どもたちの集団保育を実施することになっている。

数年前に面談した家庭的保育者と、彼女らに保育されている子どもたちは図書館で交流していた。また、体育館に出向くこともあるとのことであった。

このような複数の家庭的保育室による交流があることから、一人の保育者が休暇を取った場合に、グループを組んでいる保育者に依頼が優先的にいくことになっている。子どもたちが戸惑うことも少ないからだ。また、グループ保育の実施に際し、親の許可書も必要とのことだ。

このような複数の家庭的保育者による交流保育が不可能な場合は、個人でコーディネイトすることになる。

保護者は家庭的保育者と意見が合わない場合には、他の家庭的保育室に変わることも可能である。ただし、変わる4ヶ月前には宣言する必要がある。

(4) 幼稚園との連携

前述したように、デンマークの幼稚園は日本のそれとは異なり、3歳以上の子どもを保育する保育施設である。入園は3歳から隨時となっている。子どもたちは入園の1ヶ月になると、家庭的保育者、保護者と共に入園先の幼稚園に出かけて何時間か過ごしてみるなどして、幼稚園の保育に徐々に慣れるようにする。また、保護者と家庭的保育者が幼稚園を訪問して、幼稚園ペダゴーと懇談することも入園前の必要事項となっている。家庭的保育者は保育をする子どもの成長を記録して、幼稚園の保育者へ申し送りをするのである。

また、保護者には幼稚園入園に際し、それまでの子どもの成長発達をアルバムにして渡す(図3)。

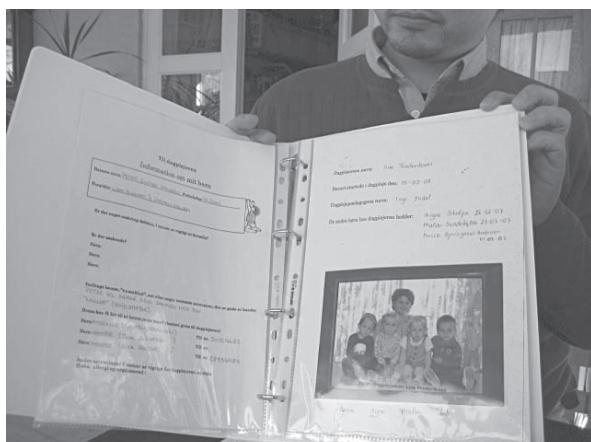


図3 成長発達記録アルバム

4. デンマークの家庭的保育者

デンマークにおける家庭的保育は、乳幼児保育施設の代替として発足し、1994年くらいからかなり多く見られるようになったようである。しかし、1996年ごろまではあまり人気がなかったとされる^(注23)。今日では、20000人が、家庭的保育者(男女は問われない)を事業としている^(注24)。

しかしながら、デンマークのいわゆる家庭的保育者について問われる資質や資格について、系統的に紹介した資料や日本における先行研究は、ほとんど見当たらぬ。

以下、検討し得る紹介資料によって、デンマークの家庭的保育者の現状を整理してみたい。

(1) 資格

① デンマークの家庭的保育者は自治体の認定を受けることが必要とされている。また、20代から40代の子育て経験のある男性または女性(ときに50代も可)とする説明もある(注25)。一方で、リセ氏のインタビューでは子育ての経験は不問であると説明があった。

② いわゆる家庭的保育者になるための事前の研修について、2010年度の北フュン地区においては13週間の講習と現場実習3日間を要することであった。1986年に受講したリセ氏の場合には、74時間の講習で家庭的保育者として保育に従事したとのことだった。これは、家庭的保育者として認められた時代によるものなのか、自治体による差異なのかは定かではない。

(2) 研修制度

現任の研修については、2年に1回の継続講習があり、これは希望制であり研修の経験が給与に反映されることであった。研修は勤務時間とみなされ、費用は自治体負担とされている。

表1は、2010年3月に面談したリセ氏が受講した研修一覧である^(注26)。

上記の補足講座の研修修了証からは、3つのことが読み取れる。第一に、補足の研修に、1997年から継続的に参加していることである。これは、デンマークで家庭的保育が評価されはじめ、拡充を始めたころである。家庭的保育者の質的な向上を企図せざるを得なかつた自治体の事情があったのかもしれない。第二に、救急法や読み語り、音楽、遊び等の実践的な研修内容とともに、両親との協力や集団の指揮等の公共性を担う保育者として必要と考えられている内容が導入されていることである。第三に、寛容や難民のようなデンマーク社会を規定するような講座が入れられていることである。「対話と民主主義」を保育のひとつの目標とするデンマークの保育の伝統が窺える^(注27)。

表1 研修一覧表の一例

新たな給与に関する交渉で、基礎課程の修了により1給与号分の給与が支払われることが合意された。	
Lise Frederiske	時間
基礎課程 1986年9月	
	74
さらに105時間の補足講座を修了するともう1給与号分の給与が支払われる。両方とも2000年4月20日発効とする。それに伴い下記の単位計算書を送付する。	
Lise Frederiske	
補足講座	時間
救急法 1997年	12
アサーション 1997年	13
歌と身振り 1999年	3
追加的救急法	3
社会学習	5
価値基盤	7
私はあなたの言うとおりにはならない	3
難民 2001年11月27日	6
両親との協力 2002年1月	7
さまざまな能力 2002年1月	5
救急法再研修 2002年2月	3
子供のための読み語りを学ぼう 2002年2月	6
集団を指揮する 2002年10月	6
さまざまな能力 2002年11月	6.5
さまざまな能力 2003年1月	6.5
寛容 2003年1月	5
児童館*での活動 2003年11月	7
子供の遊び	37
児童館での活動 2004年1月	7
叱る 2004年11月	3
児童館における音楽 2004年11月	6
教育学的学習計画 2005年1月	6.5
教育学的学習計画 2006年5月	21
計	105+74+5.5

この計算書に同意する場合は本日署名をして私まで返送してください。

同意しない場合は、他にも補足講座に関する証明書等があればそれを送付するか、あるいは私まで連絡をお願いします。

日付 署名

*遊戯室の意味

(3) 公的責任を負う家庭的保育者

デンマークの家庭的保育者はすべて自治体に雇用された公務員である。したがって、定年も公務員同様65歳である。但し67歳までの延長が可能である。給与も公務員レベルであり、リセ氏の場合、手取りは月に18218クローネ、年収にして268780クローネ(約500万円:2010年3月現在)とのことであった。

これらの状況を考えると、デンマークの家庭的保育者は公共に責任を負う人材であると言える。しかしながら、ペダゴーと比較すると、その専門性は圧倒的に異なる。どちらかといえば、社会的な親、とでも言える人材

である。

家庭的保育者は幼稚園ペダゴー(園長を含む)の指導を受けたり、ペダゴーに相談をしたりしている。ペダゴーの訪問は、原則年に2回とのことであったが、2009年に訪問した家庭的保育者のところへは、もっと頻繁に訪問していたようである。

先に述べたように家庭的保育者は、自分の家の居室や庭で日常の保育を行い、必要に応じて幼稚園その他の場に出向いて保育を行うのであるが、これに加えて日々の朝食、おやつ、昼食、午後のおやつ等の調理も行う。この場合、食事の基本方針は自治体で規定している。

ここから、家庭的保育とは言うものの、その保育はあくまでも行政の責任と監督のもとに実施されていることが分かる。

ちなみに、ほとんどの家庭的保育者は労働組合に加入し、労働環境の整備にも目を向けている、とのことであった。

(4) 利用者の視点から

それでは、子どもを預ける利用者の目には、家庭的保育者はどのように映っているのであろうか。この点についてもほとんど研究がなされていないので、面談した3名の利用者や北フュン地区に在住の数名の市民からの伝聞でしか分からないのであるが、利用者のほとんどは、満足しているとのことであった。このことが、幼稚園入園児の実に98%の子どもが家庭的保育室で保育されているという現状を生み出しているのではないだろうか。満足の根拠は、家庭という低年齢児にもっともふさわしい環境であることと、保育者の保育の仕方であるようである。しかし、この点においても今後の詳細な研究が俟たれるところである。

5.まとめ

以上、過去10回のデンマーク訪問での聞き取りと入手できた資料をもとにデンマークの家庭的保育に関して状況の整理と考察を進めてきた。研究としては未だ不十分な点はあるが、現時点で日本の家庭的保育のあり方を積極的に考えるための若干の提言を以下に述べる。

「家庭的保育のあり方に関する調査研究(2)」^(注28)では、今後、家庭的保育の普及を図っていくための課題として以下の6項目を示唆している。

- (1) 法的位置づけの明確化 (2) 実施基準の整備
- (3) 家庭的保育者への支援 (4) 人材の養成・確保
- (5) 安定的財源の確保 (6) 社会的PRの強化

これらのそれぞれについて、デンマークの家庭的保育を検証してみると以下のようになるであろう。

法的位置づけの明確化と実施基準の整備については、これまでのデンマークの家庭的保育の研究では明確にすることができない。しかし、公的な保育制度の一環として自治体の中に専門的な担当者を置き、市民の負託

に応えることができるシステム、すなわち自治体の積極的な関与を堅持している現状は、大いに参考になると思われる。

家庭的保育者への支援という点では、そもそも「支援とは何か」について論ずる必要があると思われるが、この点は別の機会に譲りたい。ただ、デンマークの場合は以下のように考えられる。デンマークの家庭的保育者は公的保育のネットワークを構成する専門職であり、他の専門職と対等の関係を保持し連携しているように見える。急病などの緊急事態が生じたときの自治体の対応やPTやSTとの連携は支援という範疇に入るのであろうか。今後の課題である。

人材の養成と確保については、大いに学ぶべきところがあるようと思われる。確保したらそれで行政の責任が終了するのではなく、質の担保と向上にこそ行政の責任が果たされているように思われた。

安定的財源の確保については、デンマークは世界に冠たる福祉大国であり、それを支える政治と財政は国民の負託を受けてこそその現状である。財源の安定化のみを切り離しては考えられない。

社会的PRの強化については、実績をあげつつ市民の信頼を得ていくしかないであろう。デンマークの家庭的保育も最初は不評であった。そもそも出発点は今の日本と同じ保育所不足と財源不足であったからである。それが10数年のうちに、ほとんどの3歳未満児が家庭的保育をうけるようになったのには、PRが効を奏したのではないと思う。低年齢児は家庭的な環境の中で特定の保育者と愛着関係を築きつつ育つことが重要であると行政も市民も確信できるような保育の内容と方法の蓄積があったからではないか。この点は、おそらく家庭的保育の拡充を左右する本質的な視点であると思う。

今後は、デンマークの福祉モデルの一端を担うと思われる家庭的保育に関するデータを収集し、日本の家庭的保育のあり方に重ねて、さらに研究を進めていきたい。

〈注〉

- (注1) 家庭的保育研究会『家庭的保育の基本と実践』福村出版、p8、2009
- (注2) 前掲書(注1) p9
- (注3) 福川須美『保育の質と保育内容』新日本出版社 2009. p108～109
- (注4) 前掲書(注1) p9
- (注5) 斎藤修『家庭的保育制度について—デンマークと日本—』盛岡大学短期大学部紀要、2010
- (注6) 大宮勇雄(『月刊 保育情報』2010、8月 保育研究所、p3
- (注7) 前掲書(注6)、p3
- (注8) 全国家庭的保育者ネットワーク、福川須美、吉原佐紀子『はじめよう0・1・2歳児の家庭的保育』全国

家庭的保育者ネットワーク、2005

(注9) 福川須美、前掲書、p110

(注10) 澤渡夏代ブランド『デンマークの子育て・人育ち』大月書店、2005年、p99

(注11) 錢本隆行「デンマークについて」『中部学院大学子ども未来セミナー2010資料』より。

(注12) デンマークの保育制度について青江、大野は次のように記述している。『デンマークには幼稚園はない。すべてが保育園である。保育園は個々に特色を打ち出して保育を行っている。たとえば、農場保育園がその一つである。そのほか「自然体験に力をおく園・音楽に力をおく園・演劇に力をおく園・リズムや動きに力をおく園・友達関係に重点をおく園・絵画面を大切にする園等様々な特色を持った保育園がある。』(青江知子『個を大切にするデンマークの保育一パピロン総合保育園から学ぶ』山陽新聞出版センター、2010年、p2)

『男女とも仕事をするのが当たり前の国で、1年間の育児休暇の後は、子供を集団保育に預けて復帰することも当然のことである。保護者の選択により保育の場を決定する。だから「人気のある園は待機時間が長くなる」こともある』(青江、大野p2)のが最近の状況のようである。

(注13) 江口千春、『デンマークの教育に学ぶ』かもがわ出版、2010年p68～69を参照。

(注14) 高田ケラー有子『平らな国デンマーク「幸福度」世界一の社会からー』NHK出版 生活人新書153、2009年 p104

(注15) 池本美香『乳幼児期の教育・保育制度のあり方～諸外国の政策動向をふまえて～』『乳幼児期の子どもにかかる制度を再構築する』日本総合研究所調査部、RIETI BBLセミナー、2008年6月11日、p16

「後期中等教育で学び続けることを選択する若いデンマーク人は増える一方である。後期中等教育の学校には従来の高校、ビジネススクールや技術系の学校などが含まれる。

後期中等教育の更に先には5つの大学と数多くの高等教育機関がある。教育は福祉システムの一部としてすべて無料で提供されている。社会的、経済的な状況から、更なる教育を受けることが阻まれないよう、教育を受ける若者は、18歳から、いわゆる公的な支援、国の教育的助成金であるSU(Stations)を通じ、上限月額4,618DKK(約620ユーロ)を得ることもできる。

地方行政や教育的政治協会では夜間のコースなど、大人が学ぶ機会を数多く提供している。」

(注16) ①公的な保育事業。家庭的保育者(保育ママ・保育パパ・独身者も可)は公務員としての責任を負う。「自己決定」と「自己責任」が子育て理念。保育者はど

んなに幼い子にでも意見を聞き、それを尊重する。
(山本真実『世界に学ぼう子育て支援』、参考pp23～52)

②「国の保育目的：1998年改正のサービス法による保育目的」

- ・ひとり一人の子どもに合うケアと支援、健全な成長につながる社会的一般的技能の発達をおこなう
- ・場の確保
- ・子供に責任参加の可能性を与え、集団での義務遂行に必要な自立と能力を発達させることを促す
- ・子どもの文化価値と自然への共生への理解を促す」
澤渡 p100～101

(注17) 乳児保育園(vuggestueヴォーゲステ)とデイケアサービス(dagplejeダウプライ)；本論では「家庭的保育」とする)は両者とも保育機関であり、教育機関ではない。どちらの機関を選ぶかは親の感性と子供の相性である。(高田、前掲書、p55)

(注18) 「家庭的保育は、施設が保育の不足を補完する目的でコムьюーンが始めたサービスです。現在では施設型保育園にはない家庭的な環境をこどもにあたえようと、あえて家庭的保育を選ぶ親がふえています。」(山本p48)という記述からも理解できる。

(注19) 高田、前掲書、p56

(注20) 高田、前掲書、p57

(注21) 山本真実「デンマーク」；汐見稔幸編著『世界に学ぼう！子育て支援』フレーベル館、2002年、p43

(注22) 千葉忠夫『世界一幸福な国デンマークの暮らし方』 PHP新書618、2009年、p184
「デンマークの労働条件は次のとおりです。

1, 労働時間・・・週37時間週休2日制

2, 休暇・・・・年6週間

子どもが病気のため親が休む場合、その第1日
目は病休と認定」

・高田、前掲書p52、参照。

(注23) 湯浅雍彦『少子化をのりこえたデンマーク』朝日選書 2001年、 p108

(注24) ケンジ・ステファン・スズキ『デンマークが超福祉大国になったこれだけの理由』 合同出版 2010年、p69)

(注25) ケンジ・ステファン・スズキ 前掲、 p71

(注26) 斎藤修、「家庭的保育制度について—デンマークと日本—」盛岡大学短期大学部紀要 第20巻、p15。

(注27) 林陽子「デンマークにおけるペダゴウ(PEDAGOG)養成についての一研究」岡崎女子短期大学研究紀要 第32号(p77～p83)1999年3月、林陽子「デンマークの保育施設と運営委員会」岡崎女子短期大学研究紀要 第34号(p79～p85)2001年3月、林陽子《翻訳》ベタニア幼稚園事業計画1998」(共)岡崎女子短期大学研究紀要 第34号(p87～

p95) 2001年3月等を参照。

(注28) 「家庭的保育のあり方に関する調査研究(2)」2008 主任研究者 小山修(日本子ども家庭総合研究所紀要 第44集、p63

〈参考文献〉

村井誠人『デンマークを知るための68章』明石書店、2009年6月

斎藤 修「家庭的保育制度について—デンマークと日本—」盛岡大学短期大学部紀要 第20巻 p13～21

福川須美「第3章6節 家庭的保育」浅井春夫、渡邊保博編著『保育の理論と実践講座 第2巻 保育の室と保育内容』新日本出版、2009年。

A child care guide for home caregivers;ministry of community and social services, queensprinter for ontario, Canada, 1990.

National guideline for childminders;office of the minister for children and youth affairs, ireland, 2008.